

平成 2 8 年 9 月

太宰府市議会建設経済常任委員会会議録

平成 2 8 年 9 月 1 2 日

福岡県太宰府市議会

## 1 議 事 日 程

〔平成28年太宰府市議会 建設経済常任委員会〕

平成28年9月12日

午前 10 時 00 分

於 全員協議会室

日程第1 議案第78号 平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について

日程第2 議案第76号 市道路線の認定について

## 2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	上 疆	議員	副委員長	宮原伸一	議員
委員	橋本健	議員	委員	村山弘行	議員
〃	入江寿	議員	〃	堺剛	議員

## 3 欠席委員は次のとおりである

な し

## 4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（7名）

建設経済部長	井浦真須己	上下水道部長	今村巧児
観光推進担当部長 兼観光経済課長	藤田彰	上下水道課長	古賀良平
都市計画課長	木村昌春	施設課長	谷崎一郎
建設課長	山口辰男		

## 5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	阿部宏亮	議事課長	花田善祐
書記	山浦百合子		

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（上 疆委員） 皆さん、おはようございます。

それでは、定足数に達しておりますので、これより建設経済常任委員会を開会いたします。

日程につきましてはお手元に配付しているとおりです。

それでは、直ちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第78号 平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について

○委員長（上 疆委員） 日程第1、議案第78号「平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」の当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思います。また、補正の補足説明において、関連として同時に説明したほうがわかりやすい歳入の補正項目についてはあわせて説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定いたしました。

それでは、歳出の審査に入ります。

補正予算書の16、17ページをお開きください。

6款1項5目農地費について説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（山口辰男） おはようございます。

では、説明をさせていただきます。

補正予算書の16ページ、17ページの6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費についてご説明申し上げます。

内容としましては、270農業用施設整備費の需用費に修繕料として16万円の増額補正でございます。これは、観世音寺五丁目にあります旧山の井池の斜樋の堤体に面した部分に洗掘が見られますことから、応急的に修繕対策を行うものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○委員長（上 疆委員） ありがとうございます。

これについて質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） 次に進みます。

次に、18、19ページをお開きください。

6款2項2目林業管理費及び関連する補正項目について、あわせて説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（山口辰男） 補正予算書18ページ、19ページの6款農林水産業費、2項林業費、2目林業管理費についてご説明申し上げます。

内容としましては、270林業用施設整備費の需用費の修繕料として40万円、委託料の工事設計監理等委託料として120万円、工事請負費の林道施設補修工事として700万円の合計860万円の増額補正でございます。

修繕料につきましては、四王寺林道の落石の撤去及び倒木の根の張り出しの除去等に係るものでございます。

工事設計監理等委託料及び林道施設補修工事につきましては、四王寺林道の第1カーブ付近の落石箇所についてさらなる落石のおそれがあることから、林道のり面の補修工事を行うものです。

この林道のり面補修工事につきましては、関連がございますので、補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

歳入の15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金の林道改良費補助金として、工事費700万円に対して、補助率10分の4の280万円の増額補正でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○委員長（上 疆委員） ありがとうございます。

それでは、これらについて質疑はございませんか。いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） それでは次に進みます。

同ページ、7款1項4目観光費、291の観光事業推進費、あわせて292の観光施設整備費及び関連する補正項目について、あわせて説明をお願いします。

観光経済課長。

○観光推進担当部長兼観光経済課長（藤田 彰） 7款1項4目観光費、291観光事業推進費、13節委託料200万円の増についてご説明いたします。

当初予算において、観光推進基本計画300万円及びその前段調査として、観光客滞留時間等調査業務委託573万1,000円を計上いたしておりました。観光推進基本計画の策定業務及び観光客滞留時間等業務委託を一括して提案を受けるようにし、5月27日にプロポーザルを受けましたが、業者からの提案についてはいずれも及第点には届かず不採用といたしました。その反省を踏まえ、観光客滞留時間等業務委託については6月末に入札会を実施し、契約を行っておるところでございます。一定調査結果が見えてきた時点で、改めて推進計画の提案を行うとともに、期間の見直し及び委託料の増額を行い、提案者を広く募ることといたしました。

次に、14節使用料及び賃借料124万8,000円の減、あわせて18節備品購入費729万8,000円の増についてご説明いたします。

毎年暮れに実施しております観世音寺、戒壇院の史跡地ライトアップ事業で使用している照明器具をLEDに変更するとともに、買い取りによりまして経費削減を図るとともにさまざま

な行事での使用の可能性を図ることといたしました。そのことにより、14節の機器等借上料124万8,000円を減額するものでございます。

LED化することのメリットは、まず消費電力が抑えられること。そのことによりまして、発電機の小型化が図られる。次に、長寿命であり、また色のコントロールが可能といったメリットがございます。ほかにも、さまざまな行事での使用が可能。例えば、災害時における照明としての使用など、多様な可能性があると考えております。

関連がございますので、歳入12、13ページの18款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金、3節歴史と文化の環境整備事業繰入金から繰り入れることといたしております。内訳といたしましては、14節については124万8,000円を全額減額し、18節備品購入に係る729万8,000円は全額繰入金とし、差し引き605万円となります。

次に、事業、292観光施設整備費680万4,000円の増、12節役務費59万3,000円の増及び15節工事請負費621万1,000円の増についてご説明いたします。

昨年実施しました地方創生事業での太宰府観光案内所、大宰府展示館、地域活性化複合施設太宰府館に続き、大宰府政庁跡、観世音寺、戒壇院、太宰府天満宮、竈門神社におけるD a z a i f u \_ C i t y \_ W i - F i を歴史と文化の環境税を活用し、整備するものでございます。

近年、多くの外国人の来訪があり、昨年は897万人の方が訪れました。外国人来訪者の課題といたしましては、海外、ここでは日本を指しますけれども、携帯電話等のサービスが受けにくいことがございます。そこで、公衆無線LANでありますD a z a i f u \_ C i t y \_ W i - F i が使用できる環境整備を行うものです。

なお、フリーW i - F i の使用がしやすくなる全国的なアプリJ a p a n C o n n e c t e d - f r e e W i - F i を利用することで、一度登録すれば、それ以降は接続が簡単となります。例えば、福岡空港で1度登録をしていただければ、太宰府での登録の必要はなく、1タップ、1回ボタンをぽちっと押すだけで接続は可能になるということでございます。

関連がございますので、歳入12、13ページの18款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金、3節歴史と文化の環境整備事業基金繰入金から繰り入れることといたしております。内訳といたしましては、12節については59万3,000円、15節については621万1,000円を全額繰入金とし、計680万4,000円となります。

観光客滞留時間等業務委託につきまして、あわせてご説明いたしますが、537万1,000円を歴文税で見えておりましたが、14節国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節企画費補助金、地方創生加速化交付金1,580万7,000円につきまして、交付金額が決定いたしましたので、そのうちの573万1,000円を観光客滞留時間等業務委託に財源振り替えを行うものでございます。

さらに、通信費につきましてでございますが、昨年設置した3カ所分の7万3,000円を合わせ歴文税へ組み替えることといたしておりますことから、差し引き719万6,000円の財源組み替

えとなるところでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（上 疆委員） ありがとうございます。

ちょっと長かったですが、これらについて質疑はありますか。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） この通信料は役務費で出されていますけれども、固定経費としてこれは毎年この金額がずっと計上されていくという推移で見守っていいんですか。

○委員長（上 疆委員） 観光経済課長。

○観光推進担当部長兼観光経済課長（藤田 彰） はい、そのとおりでございます。

○委員長（上 疆委員） 村山委員。

○委員（村山弘行委員） LEDの買い上げということは、じゃあちょっとさっき説明がありましたように、いろいろな場面で使えると、市側としてという利点があるということですかね。

○委員長（上 疆委員） 観光経済課長。

○観光推進担当部長兼観光経済課長（藤田 彰） 先ほど、災害時ということをおっしゃいましたが、条件が許せば菜の花であるとか、桜の時期の水城跡、こういうところにも活用ができるのではないかと考えておるところでございます。

○委員長（上 疆委員） いいですか。ほかにございませんか。

橋本委員。

○委員（橋本 健委員） ライトアップですけれども、これ30日と31日、2日間だけですか、やっぱり。これは、市民の要望がもっとしてくれというのも上がっているんじゃないかなというふうに思いますけれども、2日間。

○委員長（上 疆委員） 観光経済課長。

○観光推進担当部長兼観光経済課長（藤田 彰） 年末のライトアップは、一応今のところ2日間を予定しておるところでございます。

○委員長（上 疆委員） よろしいですか。

橋本委員。

○委員（橋本 健委員） それはそれでいいんですが、じゃあ大体参考までに、電気代というのはどれぐらいかかるんでしょうか、2日間で。

○委員長（上 疆委員） 観光経済課長。

○観光推進担当部長兼観光経済課長（藤田 彰） 電気代といいますのが、発電機で発電しております、家庭用電源、電線からとるということをしたりしておりませんので、直接的な発電料、金額というものは出せませんが、今までは大きなユニックとか、ああいうので運んでくるような大型の発電機を用いておりましたけれども、LED化することによりましてポータブル発電機で対応が可能ということ、電力としてはそのような形で考えておるところでございます。

○委員長（上 疆委員） ほかに。

村山委員。

○委員（村山弘行委員） ほたら1日もしたらどうやらかと前から思いよったんやけれどもね。

○委員長（上 疆委員） 観光経済課長。

○観光推進担当部長兼観光経済課長（藤田 彰） 職員が1名ずつについてはおるんですが、基本的には1名ではなく、観光経済課の職員だけでなく、いろいろな職員がボランティア等についておりますので、3日続けてするとか、4日続けてするというのは、夜中になりますんで、どうだろうかということで、今後の参考にさせていただきたいなと思います。

○委員長（上 疆委員） 参考じゃなくて、検討じゃないの。

○観光推進担当部長兼観光経済課長（藤田 彰） 修正します、検討でございます。

○委員長（上 疆委員） いいですか。ほかに。

橋本委員。

○委員（橋本 健委員） W i - F i の整備工事ですけれども、I Tにはちょっと余り詳しくないんでよくわからないんですが、一応史跡地を主に整備工事されるということですが、工事内容ってどんなふうな工事なんでしょうかね。

○委員長（上 疆委員） 観光経済課長。

○観光推進担当部長兼観光経済課長（藤田 彰） 工事内容といたしましては、まず無線のルーターを設置することがメインになります。届く距離は、狭いところ、普通の機械で30m円内であるとか、そういう無線のルーターの設置工事がメインになります。無線で対応するという事になります。

○委員長（上 疆委員） 私のほうから。

無線ルーターの関係で、どこから中心とかというのはないの、あそこの入り口とか。その辺を。

○観光推進担当部長兼観光経済課長（藤田 彰） 大宰府政庁で申し上げますと、今展示館のところに1台無線ルーターを置いておまして、今稼働いたしております。今度は大宰府政庁でございますけれども、近くの場合から指向性のあるといいますか、方向性、周りを全体で囲むのではなく、一方向、ある程度の角度をもって長い距離が到達できるような無線ルーターを2カ所対面に、大宰府展示館及びその反対方向、対面側に1基設置をして、基本的に全域近くをカバーするというものでございます。

太宰府天満宮等につきましては、太宰府天満宮の総合案内所、そこに1カ所、あとは社務所及び本殿付近ということで考えておるところでございます。

観世音寺につきましても、宝蔵庫あたりに指向性が強いアンテナを金堂へ向けて設置をする。また、左側の金堂あたりに1カ所、戒壇院については鐘楼あたりに1カ所というふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（上 疆委員） 結局、何本立つんですか。

○観光推進担当部長兼観光経済課長（藤田 彰） およそ5カ所、10ポイントを予定しておるところでございます。

○委員長（上 疆委員） ほかに質問はありません。いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） それでは、次に進みます。

同ページの8款2項道路橋梁費について説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（山口辰男） 補正予算書18ページ、19ページの8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費について説明申し上げます。

内容としましては、240道路橋梁維持補修費の委託料の工事設計監理等委託料として420万円、工事請負費の臨時工事として3,463万9,000円の合計3,883万9,000円の増額補正でございます。

工事設計監理等委託料につきましては、市道関屋・向佐野線の落合橋西側交差点の信号機設置のためのアーチ型をした柱及び交差点照明のための柱の設計に係るものでございます。

臨時工事につきましては、その信号機設置のための柱を設置する工事、総合体育館へお越しになる方への交通誘導看板の設置工事、内山区内での道路排水の改修を行う工事でございます。

次に、8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路橋梁新設改良費についてご説明申し上げます。

内容としましては、242生活道路改良費の工事請負費の道路改良工事として248万4,000円の増額補正でございます。

市道五条口線と泉水1号線が交わる銚の浦3差路の下に雨水排水の暗渠が設置されておりますが、この暗渠にコンクリートの剥がれ及び鉄筋のさび等が見つかったことから、暗渠を改良するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○委員長（上 疆委員） ありがとうございます。

これについて質疑はございませんか。ないですかね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） 私のほうから1ついいですか。

市長のほうが新聞紙上で載せてあった部分ですが、ゲート型信号機を建てると。それはどういうものがないと。内容がよくわからないんですが。

○建設課長（山口辰男） ゲート型といいますのは、普通の信号機の柱では届かない距離になってまいりますので、両側から門型といいますか、こういった門型の柱を立てるものでございます。



○委員長（上 疆委員） それは、道路の端から端にこうするわけ。

○建設課長（山口辰男） 道路の、いわゆる歩道と歩道から、両方から立ち上げて両方つないだ形のアーチの形をした信号機になります。

○委員長（上 疆委員） 信号機は真ん中辺に建つわけ、この辺に。

○建設課長（山口辰男） 対面の交通になりますので、当然車から見て正面になるような形などで、向佐野側から来れば当然柱の左側、洗出のほうから来ても左側になるような、対面のものが同じアーチ型のものに乗るのという形になります。

○委員長（上 疆委員） はい、わかりました。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） アーチ型も以前ちょっとご説明を受けましたので、予想はつくんですが。今後のことでちょっと恐縮な話なんですけれども、連絡ブリッジ先送りと市長はおっしゃいました。そういった意味で、今後万が一連絡ブリッジが先送りで設置をされるという段階になったときに、このアーチ型というのはまた変更しなきゃいけない規格なんでしょうか。設計上、アーチ型ができてその信号機は有効に使えるということでしょうか。そのあたりをちょっとお聞かせください。

○委員長（上 疆委員） 建設課長。

○建設課長（山口辰男） 今ご質問の、ブリッジがもしついたという仮定をしましても、基本あそこの交差点の信号機の設置要望は、以前から要望が地元のほうからあっておりました箇所でございますので、そのまま供用を続けるというふうに考えております。

以上です。

○委員長（上 疆委員） 堺委員。

○委員（堺 剛委員） ということは、万が一連絡ブリッジがついたとしても、その信号機はそのまま活用できる状態であるということで、認識しておってよろしいですかね。

○委員長（上 疆委員） 建設課長。

○建設課長（山口辰男） はい、そのとおりでございます。

○委員長（上 疆委員） ほかがございませんか。

宮原副委員長。

○副委員長（宮原伸一委員） 今アーチ型の信号機なんですけれども、3号線からと牧のうどんのほうから来るほうに信号がつくのはアーチ型でわかるんですけれども、この吉松側からと杉塚側の信号機というのもやっぱりつくんですかね。

○委員長（上 疆委員） 建設課長。

○建設課長（山口辰男） 今のおっしゃった部分に向佐野側、国道側から来る分はアーチ型になります。それで、吉松側もしくは吉松側、都府楼側から来るほうにつきましては、照明灯を兼ねた信号柱の柱を立てるようしております。ですから、4方向全てに向いた信号機がつくというふうになっております。

以上でございます。

○委員長（上 疆委員） 官原副委員長。

○副委員長（宮原伸一委員） その信号機というのは、歩車分離とかになる予定なんですか。

○委員長（上 疆委員） 建設課長。

○建設課長（山口辰男） その信号機の状況につきましては、今県警のほうと協議をしております、状況を見て県警等が判断されるかと思えますけれども、交通量調査等の結果、必要であればまた要望等、改善等、必要な措置をとっていただけるよう県警のほうに要望してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（上 疆委員） いいですか。

官原副委員長。

○副委員長（宮原伸一委員） 今信号機とか、よく歩行者を見るんですけども、極力やっぱり歩車分離にして区別しとかんと、急いで来た車が歩行者を巻き込むとかという事故も結構あつていますんで、要望をお願いしておきます。

○委員長（上 疆委員） 要望でいいですね。

ほかに。

橋本委員。

○委員（橋本 健委員） 通学する学童の登下校の安全確保、それとあそこの総合体育館の利用者の安全確保、これが第一の目的だろうというふうに思いますけれども、洗出の交差点の信号と今回取りつけるアーチ型の信号は連動していくと思うんですけども、これがついた場合に、本当に渋滞緩和ができるのかなというのがちょっと疑問に思っているんですが、その辺はどのように考えてらっしゃるのでしょうか。

○委員長（上 疆委員） 建設課長。

○建設課長（山口辰男） 確かに、洗出の信号、西鉄の踏切もございますけれども、そこから今回設置を予定しております箇所までの距離が短いということもございますので、渋滞の緩和等については、信号機がつくことで解消に至るのかどうかという部分もありますけれども、まずは歩行者もしくは通行する方、学童等の安全を最優先に考えたところで、あとは交通量調査ですよ。今現在聞かせておりますが、設置前にもう一度いたしまして、今度また設置後等についても交通量調査を行った上で、必要であればそういった連動であったりとか、信号機の連携について県警等のほうにまた要望してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（上 疆委員） はい。

建設経済部長。

○建設経済部長（井浦真須己） あともう一点が、来客する方の団体等には一応推奨ルートといたしまして、旧3号線の国分寺入り口の信号から、福岡のほうから来ると右折していただいて、吉松の川のアンダーを通っていただいて、そちらのほうから来ていただくということも、スポー

ツ課のほうは全てに案内したいと。あとバスにつきましては、県道31号線のほうからおりてずっと来るという方向しかないので、バスについてはそちらのほうから来ていただくということの案内をさせていただいて、なるべく今おっしゃっていただいた、洗出とあと落合橋の横の渋滞がなくなるということは、現状も多いので、少しでもそういう対策をしながら、来られる方への呼びかけということを行っていくということを聞いています。

それとあと、あわせて私ども道路を管理する者としては、周辺道路の拡張とか拡幅、ご存じだと思いますけれども、水城駅・口無線、吉松に行く道を鋭意用地買収も行っていますし、あの辺の道路整備もきちっとやっていくということも私どもの役割かなというふうに思っています。あわせて報告をさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（上 疆委員） ほかにありませんか。いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） では、次に進みます。

20、21ページをお開きください。

8款4項1目都市計画総務費及び関連する補正項目について、あわせて説明をお願いします。

都市計画課長。

○都市計画課長（木村昌春） 8款4項1目19節負担金、補助及び交付金、細節070木造戸建て住宅耐震改修促進事業費、補正額600万円についてご説明させていただきます。

本事業につきましては、平成25年度に策定いたしました太宰府市耐震改修促進計画に基づきまして、平成26年度から実施している事業でございます。平成28年度の当初予算におきまして、耐震改修補助の上限額でございます60万円の10件分、600万円を前年度の実績に基づき計上させていただいたところでございます。

しかしながら、本年4月14日及び16日の熊本地震の影響により問い合わせが急増いたしまして、耐震改修補助の予算が6月末で終了いたしました。現在も問い合わせが続いている状況でございます。

このことから、今回さらに10件分の増額につきまして、補正をお願いするものでございます。なお、耐震改修補助額は耐震改修工事費の50%の補助、補助上限額が60万円となっております。

関連がございますので、歳入につきましてもご説明させていただきます。

10ページ、11ページをごらんください。

14款2項4目2節防災・安全社会資本整備交付金、住宅等安全ストック10分の5、補正額150万円でございます。

本事業につきましては、国庫補助対象事業でございます。耐震改修補助額から、後ほど説明いたします県の補助額を差し引いた額の2分の1が国庫補助対象額となります。

次に、県の補助対象額でございます。

15款2項6目1節木造戸建て住宅耐震改修促進事業補助金、補正額300万円でございます。

この県の補助は、耐震改修工事費の20%が補助対象となっております。ただし、上限額が30万円でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（上 疆委員） これについては質疑はありませんか。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） 10件の計画でされているという根拠は何ですか。

○委員長（上 疆委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（木村昌春） 今現在、約10件ほどの問い合わせがっております。恐らく、それでは足りない可能性がございますので、今後状況によっては12月補正も考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（上 疆委員） 堺委員。

○委員（堺 剛委員） これから経過を見守りながら、また増額補正という形にはなっていく可能性はあるということなんですね。

○委員長（上 疆委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（木村昌春） はい、そうでございます。

○委員長（上 疆委員） ほか。

橋本委員。

○委員（橋本 健委員） 手続ですけれども、申し込みとか、一番肝心なのはお金なんですけれども、お金の振り込み、これは耐震工事終了後、工事の内容等を報告して、それを確認して振り込むという、多分そういう手順だろうと思うんですが、間違いありませんか。

○委員長（上 疆委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（木村昌春） はい、そのとおりでございます。

最後に確認をさせていただいて、振り込みまで行います。

以上でございます。

○委員長（上 疆委員） いいですか。

入江委員。

○委員（入江 寿委員） 申し込みの基準なんですけれども、やっぱり古い家を基準とされるんですか、それとも申し込まれば何でもオーケーよという、そういう形なんですかね。

○委員長（上 疆委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（木村昌春） 対象としては、昭和56年5月31日以前の建築物でございます。この5月31日、6月1日以降に建築基準法のほうが改正されておまして、新しい耐震基準になっております。それ以前の木造戸建ての住宅が対象となっております。

以上でございます。

○委員長（上 疆委員） いいですか。

入江委員。

○委員（入江 寿委員） 正直、60万円という金額、耐震で筋交いを入れたりするんだらうと思うんですけども、正直少ないと思うんですよ。元建築界からすると。もうちょっと増やしてあげられれば。この前ちょうど熊本に行って見てきたんですけども、もう潰れとう家というのがどれもこれも古い家なんです。潰れた家の横は新築の家が建っているみたいな。新築のは全然どうもなっていないんですよ。そういう状況下なんで、やっぱり耐震工事、結構かかると思うんで、できればちょっと増やしていただければ、市民の皆さんも助かるんじゃないかなと思います、要望ですけども、よろしくお願ひします。

○委員長（上 疆委員） 要望ですか。

済みません、じゃあ私のほうから。

要望というよりむしろその60万円は、筑紫地区での考えでしているんですかね、あわせて。

○都市計画課長（木村昌春） これは、県のほうの指導でございます。補助金自体が耐震工事費の50%、それと上限が60万円ということが大もとの国の補助であるとか県の補助の基準が決まっておりますので、それに基づいて上限額を定めております。

以上でございます。

○委員長（上 疆委員） わかりました。

できるだけ、県のほうにももっと上げるように言ってだけしていただければと思います。

次に進みます。

22、23ページをお開きください。

11款4項2目緑地等災害復旧費及び関連する補正項目について、あわせて説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（山口辰男） 補正予算書22ページ、23ページの11款災害復旧費、4項その他公共施設・公用施設災害復旧費、2目緑地等災害復旧費についてご説明申し上げます。

内容としましては、990災害復旧関係費（緑地等）の委託料の工事設計監理等委託料として400万円、工事請負費の災害復旧工事として1,500万円の合計1,900万円の増額補正でございます。

工事設計監理等委託料及び災害復旧工事につきましては、太宰府メモリアルパークと大佐野ダムの間にあります緑地で、本年7月の豪雨によって大規模なり面の崩落が発生しましたことから、現在ブルーシートにて応急対策となっているものを本復旧するものでございます。

この災害復旧工事につきましては、関連がございますので、補正予算書の12ページ、13ページをお開きください。

歳入の21款市債、1項市債、8目災害復旧債のその他施設災害復旧事業債として、災害復旧

に係る費用1,900万円全額の増額補正でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○委員長（上 疆委員） これについて質疑はございませんか。いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） それでは、次に歳入の審査に入ります。

補正予算書の10、11ページを開いてもらって、14款2項4目社会資本整備総合交付金について説明をお願いします。

都市計画課長。

○都市計画課長（木村昌春） それでは、14款2項4目2節社会資本整備総合交付金、住宅地区改良事業等10分の5、503万8,000円の減額補正でございます。

今回補正させていただきますものは、平成28年度当初予算で計上しております空き家等調査委託料の財源を組み替えるものでございます。

当初、社会資本整備総合交付金を財源としておりましたが、国の緊急経済対策でございます地方創生加速化交付金を財源とすることができることとなりましたので、今回補正をお願いするものでございます。

社会資本整備総合交付金は10分の5、2分の1の補助率でございますが、地方創生加速化交付金につきましては全額国庫補助となります。なお、この14款2項国庫補助金の一番上に記載しております1項1節企画費補助金、地方創生加速化交付金10分の10、1,580万7,000円のうち、1,007万6,000円が空き家等調査委託料の財源となります。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（上 疆委員） 以上の質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） それでは、補正予算書5ページをお開きください。

第2表繰越明許費に入ります。

第2表の説明をお願いします。

観光経済課長。

○観光推進担当部長兼観光経済課長（藤田 彰） 第2表繰越明許費についてご説明申し上げます。

7款1項観光基本計画策定事業500万円の繰越明許でございます。

先ほど、観光事業推進費でご説明いたしましたとおり、観光推進基本計画の策定業務及び観光客滞留時間等調査業務を一括して提案を受けるようにしてございまして、プロポーザルを受けましたが、不採用といたしました。

観光客滞留時間等業務委託の調査結果が見えてきました時点で、改めて推進計画の提案を行うことといたしております。その結果、期間の見直しが必要となったことから、今回提案させていただくものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（上 疆委員） これについては質疑はありますか。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） プロポーザルがうまくいかなかったということで、変更、見直しという形になるんでしょうけれども、最終的に基本計画の策定事業としては今後どのような経緯で、どれぐらいの期間を考えてらっしゃるのか、そのあたりの概要をちょっとご説明いただければと思います。

○委員長（上 疆委員） 観光経済課長。

○観光推進担当部長兼観光経済課長（藤田 彰） まず、観光客滞留時間等調査業務につきまして、正月の人数等も調査の中に入れたいということで、その時点、そこまでは調査結果を行いたいと思っております。その結果が出次第でございますが、公募についてはこの9月議会が終わりまして、一般に向けて計画についての公募をしていきたいと思っております。で、繰越明許をいたしております関係上、来年度、できれば12月までには計画の策定をしたいということを考えております。

以上でございます。

○委員長（上 疆委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） それでは次に、6ページをお開きください。

第4表地方債補正について説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（山口辰男） 補正予算書6ページ、第4表、地方債補正についてご説明申し上げます。

内容としましては、先ほどご説明申し上げました、歳出の11款災害復旧費、4項その他公共施設・公用施設災害復旧費、2目緑地等災害復旧費、990災害復旧関係費（緑地等）の増額補正額1,900万円全額を地方債とし、補正前の360万円に加えて2,260万円とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○委員長（上 疆委員） ありがとうございます。

これについて質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） それでは、当委員会所管分の補正全般について質疑漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） 以上で本案に対する説明質疑は終わりました。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上 疆委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第78号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○委員長(上 疆委員) 全員挙手です。

したがって、議案第78号の当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時40分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第76号 市道路線の認定について

○委員長(上 疆委員) 次に、日程第2、議案第76号「市道路線の認定について」を議題といたします。

それでは、執行部の補足説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長(山口辰男) 議案第76号「市道路線の認定について」ご説明申し上げます。

議案書のページは4ページから9ページでございます。

今回、認定を提案しております市道路線は、朱雀四丁目の榎公園の東側に位置します御垣野4号線、都府楼南二丁目の田中橋の南西側に位置します金山1号線の2路線でございます。

御垣野4号線は、総延長60.99m、平均幅員6.5mの道路で、宅地開発により帰属を受けたものでございます。

金山1号線は、総延長23.64m、平均幅員4.2mの道路で、太宰府市道路採納規定により寄附を受けたものでございます。

それぞれ、道路法第8条第1項の規定に基づき、路線認定を行うものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(上 疆委員) 説明は終わりました。

お諮りします。

議案第76号については、質疑の前に委員会を休憩し、委員全員で先に現地調査を行うため、太宰府市議会会議規則第105条に基づき、議長に対して委員派遣承認を要求したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上 疆委員) 異議なしと認めまして、委員全員で現地調査を行います。

なお、委員派遣承認要求書の提出につきましては委員長に一任を願いたいと思います。

委員の皆さんは、庁舎東側玄関にお集まりください。



現地調査へはマイクロバスで、10時50分に出発したいと思います。再開については現地調査終了後連絡いたします。なお、現地調査の所要時間は50分程度を予定していますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時43分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時32分

○委員長（上 疆委員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第76号「市道路線の認定について」質疑を行います。

質疑はありませんか。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） 金山のほうの先ほど折り返しの分の、まだこっちに届け出がないということなんですけれども、万が一なかったら今日見たその段階のまんまで受け取るという形になるんですよ。

○委員長（上 疆委員） 建設課長。

○建設課長（山口辰男） 金山1号線ですけれども、今現状寄附をいただいている分が、転回広場がなかった部分で。今回寄附していただいた後に、業者によって転回広場がつくられていると。将来的には、多分寄附の申し出があるのではないかと思いますけれども、なければもう業者というか、その部分の施設として管理をしていただくという形になります。

○委員長（上 疆委員） ほかにありませんですかね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第76号「市道路線の認定について」を可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（上 疆委員） 全員挙手です。

したがって、議案第76号は可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時33分〉

○委員長（上 疆委員） 以上で当委員会に審査付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（上 疆委員） ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求書の提出につきましては委員長に一任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（上 疆委員） これをもちまして建設経済常任委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時34分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり建設経済常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成28年11月22日

建設経済常任委員会 委員長 上 疆